

人権教育シリーズ

読んでみてください！

昨年度の9月号、2月号に続き、「部落差別解消推進法」に関して書いています。これがその法律です。法律ですので難しい表現もありますが、9月号、2月号と合わせてお読みください。

「部落差別の解消に関する法律」

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

部落差別は今だ残っており重大な社会問題であること、その解決は私たちみんなの課題であることが理解できます。私たち一人一人が部落差別の解消を目指して努力することは、偏見を見抜く力や身につけ差別を許さない行動をとることに、部落差別に限らずあらゆる差別を解決することにもつながります。

【問】人権推進課 ☎(087)894・9088

「さぬき市少年育成センター」の取組を紹介します

少年の健全育成と非行防止を願い、地域の人々や関係機関との連携のもと、次のような活動を行っています。

補導活動 多様なパターンの巡回補導で、積極的な声かけ

- ・合同補導：地域の補導員、学校、警察等と一緒に
- ・特別補導：祭り、列車、行事、通報による巡回、補導等
- ・日常補導：登下校の巡回、声かけ

環境美化活動 子どもにとって好ましい地域環境にするために

- ・環境美化活動：巡回、補導にあわせて実施
- ・ボランティア清掃の実施支援（寒川高校生徒と神前駅前の清掃）
- ・不審者等の情報集約と注意喚起情報の発信
- ・白ポストの設置：少年にとって有害な図書やDVD等の回収

- ・JR津田駅、鶴羽駅、田面バス停、みろく自然公園、JR志度駅、オレンジタウン駅、働く婦人の家、JR神前駅、市民病院、JR造田駅、運動公園、公民館前山分館

相談活動 子どもに関する心配事に対応

《少年相談専用電話 ☎(0879)42・5535》

- ・相談日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
- ・相談方法・内容：専門相談員が、子どもに関する問題や悩み事などの相談に乗ります。来所（要予約）、電話（随時）、必要に応じて専門機関も紹介します。

適応指導教室「FINE」 不登校対応（見学・体験可）

- ・相談活動：問題や悩みを乗り越えるための援助
- ・学習支援：一人一人のレベルに合った個別学習
- ・体験活動：調理実習、木工教室、陶芸教室、釣り体験、イモほり体験等を通して、コミュニケーション能力や自尊感情を育む
- ・デイ・キャンプを開催予定、七月二十四日（火）南川自然の家で

広報啓発活動 少年の健全育成に関心を

- ・広報さぬきに「少年育成センターだより」を年6回掲載
- ・児童、生徒の「日補導員活動の実施」
- ・家族みんなで考える『青少年健全育成標語』の募集
- ・啓発カレンダーの作成
- ・広報車による広報活動
- ・少年相談カード、カウンセリング案内のチラシ配布

◎「さぬき市少年育成センター」☎(0879)42・1012は、津田支所2階にあります。

